

最終更新日：2021年7月9日

ニチレキ株式会社

代表取締役社長 小幡 学

問合せ先：管理本部 03-3265-1511

証券コード：5011

<https://www.nichireki.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)ニチレキグループの経営理念

当社グループは、『道』創りを通して社会に貢献するため、

- ・優れた機能とコストを満足する道路舗装材料ならびに工法の提供
- ・国民の共有資産である「道」をいつも見守る高度なコンサルティング
- ・顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、株主をはじめ幅広い顧客の皆様から信頼される「道」創りになくてはならない収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのあるグループであること』を経営理念としています。また、当社グループの経営の根幹には、「種を播き、水をやり、花を咲かせて実らせる」という『種播き精神』が生きています。たゆみない努力の積み重ねによって絶えず新しい仕事を創造していくことは、当社グループの企業文化そのものであるとともに、グループ一人ひとりの行動の指針となっています。当社グループでは、『種播き精神』と経営理念をあわせて“企業理念”と位置づけています。

(2)当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは、次のとおりです。

- a. 当社では、すべての経営計画は上記の企業理念を基本として遂行されています。そのため、当社は、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整え、不断に点検を行って充実を図ることで、経営の健全性、透明性と効率性を追求してまいります。
- b. 当社では、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役によって構成される取締役会が迅速かつ的確な意思決定と取締役の職務執行の監督を行うとともに、監査役が公正かつ客観的な独立の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の監視機能を十分働かせる体制をとっています。当社は、このような体制が経営の健全性と効率性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しています。
- c. 現在、当社の取締役会は、8名の業務執行取締役に加え、業務執行には携わらない4名の社外取締

役と4名の監査役(内、社外監査役2名)が出席する構成とし、経営の健全性を確保しています。このうち、社外取締役には、会社経営全般にわたって高い知見と幅広い見識を有する複数名を配置することで、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実を図っています。また、監査役については、当社業務に精通した常勤監査役と各専門分野における豊富な経験と高い識見を有する社外監査役が、当社の会計監査人(監査法人)と内部統制・内部監査の担当部署である監査室と連携を図りながら、取締役や執行役員等の職務執行状況のほか会社の財産の状況等を厳正に監査しています。

当社は、社外取締役と社外監査役が必要な情報を得てその役割を果たすことができるよう、社外役員に対する情報提供等の支援体制を整えるとともに、適宜代表取締役等と会合を持ち、経営課題の共有化や意見交換を行える体制をとっています。

d. 当社は、各ステークホルダーに当社グループの経営状況を正しく理解していただくため、経営の透明性を高め、適時適切な情報開示を行うとともに、財務・非財務情報について、わかりやすく、正確に開示するよう努めています。

e. 当社は、法令等を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、内部統制システムを整備し適切に運用するとともに、その継続的改善に努めています。また、内部通報制度については、相談・通報窓口として「ホットライン」を開設し、当社グループの役員および社員から直接、相談・通報を受け付ける体制をとっています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【補充原則 1-2-4】(電子行使および招集通知の英訳)

当社は、機関投資家や海外投資家の比率が高まってきたことを踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを導入するとともに、招集通知の英訳を実施しています。

【原則 1-4】(政策保有株式)

当社は、政策保有株式の保有については、取引関係の維持・強化が主な目的であり、その目的に照らしてそれぞれの取引状況や株価の状況等を総合的に勘案のうえ、中長期的な観点から保有を継続するかどうかが判断し対処していくことにしています。

また、取締役会では毎年、個別の政策保有株式についてその保有に伴う便益やリスク、取引状況、将来の見通し等を報告し、中長期的な保有の意義を確認しています。政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の企業価値向上につながるか、当社の株式保有の意義が損なわれることはないかを精査し判断のうえ、行っています。

【原則 1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役および子会社等、関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引について取締役会の承認を得ることにしています。

【原則 2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、確定給付企業年金を有しており、その運用は外部の金融機関に委託し、定期的に報告を受けています。財務担当役員を議長とする資産運用委員会において運用状況のモニタリングを行い、運用実績のほか投資方針、リスク管理等を含む総合的な評価を継続的に実施しています。また、必要に応じ資産配分や運用委託先の見直しの検討を行うなど、その内容は定期的に事業主に報告されることになっています。なお、当該委員会の委員には、財務部門、人事部門の適切な人材を選定しています。

【原則 3-1】(情報開示の充実)**(1) 企業理念、経営戦略・経営計画****a. 企業理念**

本報告書のⅠの1「基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

b. 経営戦略・経営計画

当社は、2021年度～2025年度を実行期間とする中期経営計画『しなやか 2025』～組織レジリエンスの高い企業へ～を策定しました。迅速かつ的確な意思決定のもと、本計画を着実に実行することにより、様々な環境変化に対して組織一丸となってしなやかに対応し、持続可能な企業グループへと成長していきます。詳細については、当社ホームページにIR情報として開示していますので、ご参照ください。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書のⅠの1「基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、本報告書のⅡの1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役報酬関係】(報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容)に記載していますので、ご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会・監査役会を構成する員数や候補者のバランスを考慮することを方針としています。その指名に当たっては客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問委員会として独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会で審議し、その答申をもとに取締役会で決定することとしています。なお、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしています。取締役・監査役を解任すべき事情が

生じた場合には、必要に応じ指名報酬委員会での審議も踏まえて、取締役会で決議することとしています。

(5) 取締役・監査役候補の指名についての説明

当社は、「株主総会招集通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の略歴を記載しています。また、役員人事に係る開示情報には、役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役・監査役候補の指名についての説明を行っています。

【補充原則 3-1-2】(開示書類の英文化)

当社は、海外投資家比率が高まっていることを踏まえ、英語版ホームページにおいて招集通知および決算短信を英訳したものを掲載しています。

【補充原則 4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について「取締役会規則」で具体的に取締役会の決議事項として定めています。これら以外の事項に係る意思決定については、業務執行取締役に委任しています。

【原則 4-8】(独立社外取締役の選任)

当社では、事業内容・規模等を総合的に勘案し、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を4名選任しています。これは取締役12名の3分の1にあたります。

【原則 4-9】(独立役員の独立性判断基準)

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しています。

【補充原則 4-10-1】(委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等)

当社は、任意の諮問委員会として独立社外取締役を構成員の過半数(6名中4名)とする指名報酬委員会を設置しています。当委員会では、取締役会決議に先立って、指名や報酬など重要事項の審議を行うこととし、こうした権能の独立性・客観性の確保を図っています。

【補充原則 4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)

経営環境の変化に対応した機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしています。

【補充原則 4-11-2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼務状況など、各候補者がその役割・責任を適切に果たすことができる状況にあることを確認しています。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務状況については、「株主総会招集通知」の参考書類、「有価証券報告書」において、毎年開示を行っています。なお、現在、当社においては、業務執行取締役は他の上場会社の役員は兼務しておらず、取締役の業務に専念する体制になっています。また、常勤監査役も他社の役員は兼務しておらず、監査役の業務に専念する体制となっています。

【補充原則 4-11-3】(取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社取締役会は、取締役 12 名(うち社外取締役4名)、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されていますが、経営課題の共有化をはじめ社外役員に対する情報提供等の支援に努めています。また、各取締役・監査役から取締役会の運営に関する意見を適宜聴取し、議論できる体制を構築しています。2020 年度には 15 回の取締役会が開催され、法令、定款および当社取締役会規則に定められた事項が遺漏なく付議されました。取締役会に付議される事項は、原則として経営戦略会議で事前に審議されますが、その審議結果と会議資料は全ての社外役員に報告、配付されています。また、社外役員同士は適宜意見交換を行う機会を持っているほか、社外取締役と監査役との会合も随時開催されています。当社取締役会は、各取締役・監査役からの意見聴取などを踏まえ、重要案件に係る意思決定を迅速かつ適切に行っています。こうしたことから、総合的にみて、取締役会の実効性は確保されていると評価しています。今後も引き続き取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則 4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、社外取締役および社外監査役に対し、就任の際に、当社グループの企業理念、経営方針、事業活動および組織等に関する説明を行うとともに、就任以降、当社支店・工場等の視察の機会を設けています。また、社内の業務執行取締役および監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務について改めて説明するとともに、必要な知識習得および役割と責任に対する理解を深めるために、外部研修を受講することとしています。その他、取締役・監査役がその役割および責務を果たすうえで必要とする、事業・財務・組織等に関する知識の取得については、都度、機会の提供や費用の支援を行っています。

【原則 5-1】(株主との対話に関する方針)

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、広報室をIR担当部署とし、経営企画部・総務部・財務経理部との連携により、株主との建設的な対話に取り組んでいます。株主や投資家に対しては、当社の経営方針等について理解を深めていただけるよう、問い合わせに応じるほか、アナリストや機関投資家からのインタビューにも積極的に対応しています。

なお、インサイダー情報については、インサイダー情報管理に係る社内規程に従って、適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上 30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,151,300	6.78
ニチレキ株式会社	1,414,587	4.46
ニチレキ取引先持株会	1,302,300	4.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,172,000	3.69
株式会社みずほ銀行	1,108,607	3.49
三井住友信託銀行株式会社	1,100,000	3.47
光通信株式会社	852,800	2.69
公益財団法人池田 20 世紀美術館	630,000	1.98
株式会社三菱 UFJ 銀行	529,800	1.67
ニチレキ従業員持株会	527,298	1.66

支配株主名

—

親会社名

—

補足説明 ー

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上 50社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
小林 修	公認会計士・税理士												
渋谷 晴子	弁護士												
城處 琢也	弁護士												
福田 美詠子	中小企業診断士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
小林 修	○	—	同氏は、公認会計士および税理士として企業会計、税務における豊富な経験、実績と知見を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
渋村 晴子	○	—	同氏は、弁護士として会社コンプライアンスをはじめ企業法務に関する専門知識と豊富な経験、実績と知見を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
城處 琢也	○	—	同氏は、弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と実績、および会社経営に関する相当程度の知見を有しております。2019年6月の社外監査役就任以降、公正かつ客観的な独立の立場から、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、その高い専門性と豊富な経験を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
福田美詠子	○	—	同氏は、企業の経営およびマーケティング部門に携わった豊富な経験と専門知識を有し、特に経営コンサルタントとして市場調査・分析・戦略策定に高い専門性を有しております。これまでの組織マネジメントおよびリサーチ分野における豊富な経験、実績と知見を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有して

			いると考えており、独立役員として指定しております。
--	--	--	---------------------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、会計監査人が行った監査に関する報告・説明を受けています。また、監査役は会計監査人の監査業務に適宜立ち会い、必要に応じ情報交換、意見交換を行っています。

監査役は、内部監査の担当部署である監査室と定期的に打ち合わせを行い、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を受けています。また、監査テーマや内部統制システム等について随時情報交換、意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蟹谷 勉	税理士													
川手 典子	公認会計士・税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
蟹谷 勉	○	—	同氏は、税理士として税務をはじめとした会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しております。2015 年6月から社外監査役として公正かつ客観的な独立の立場で、監査業務に携わっております。その知見を一層の適正な監査に活かしたく、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
川手 典子	○	—	同氏は、公認会計士および税理士として会社の財務、会計における豊富な経験、実績と知見を有しております。M&A・組織再編を中心に、事業承継コンサルティング・事業再生アドバイスなどの業務にも精通しており、その高い専門性と豊富な経験を一層の適正な監査に活かしたく、社外監査役の候補といたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社と社外役員（社外取締役および社外監査役）との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係は上記のとおりであり、各社外役員は一般株主と利益相反が生じるような立場にないことから、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当該業績連動報酬制度については、本報告書の【取締役報酬関係】の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

ストックオプションの付与対象者

—

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しています。

・役員報酬等の額

取締役(社外取締役を除く) 7名 250 百万円

監査役(社外監査役を除く) 2名 26 百万円

社外役員 4名 21 百万円

・上記のほか使用人兼務取締役(2名)に対する使用人給与(賞与含む。)は 25 百万円であります。

・期末現在の人数は、取締役9名、監査役4名であります。

・監査報酬 当社の会計監査人である監査法人日本橋事務所に対する報酬

監査契約に基づく監査証明に関わる報酬の金額 27 百万円

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において「取締役報酬基本方針」を定めています。この方針のもと、取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月額報酬と賞与により構成しています。月額報酬は基本報酬と業績報酬からなり、基本報酬は役位ごとの役割や責任の大きさに基づいて支給する固定報酬であり、業績報酬は財務業績および非財務業績の個人別評価により変動する報酬です。賞与は、毎期の業績に応じて支給される業績連動の報酬です。

また、中期経営計画の推進と中長期的な企業価値の向上を常に意識した経営を行う観点から、役位ごとに月額報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通して自社株式を購入することを義務づけ、購入した株

式のすべてを在任期間中、保有することとしています。

社外取締役の報酬は、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成しています。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決定しています。指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬については、常勤・非常勤別の職務内容を勘案して、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、社外取締役と同様に独立性の確保の観点から、固定報酬のみで構成しています。

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第71回定時株主総会において年額400百万円以内(うち、社外取締役年額40百万円以内)と決議されています(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)。

監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第70回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されています。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結売上高、連結営業利益および連結経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、当社経営計画の推進に当たってグループ全体の業績目標達成度を評価するうえで重視していることによるものです。

業績連動報酬等の算定方法については、役位別の基準額を設定し、連結経常利益を軸とした業績指標の目標達成度に応じて上下する方法を採用しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の業務のサポートは総務部が担当しており、取締役会および経営戦略会議に付議・報告される案件については、案件内容に応じて適宜事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要、考え方につきましては、本報告書のⅠの1「基本的な考え方」に記載しておりますので、以下の補足説明と併せてご参照ください。

・取締役会は、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項、法令に定める事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。取締役会に上程される事項は、原則として経営戦略会議で事前に審議される体制となっています。

・取締役については、その経営責任を明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる体制を構築するため、任期を1年としております。

・監査役会は、監査役4名で構成され、このうち2名は社外監査役です。取締役会、経営会議には全監査役が出席するほか、経営戦略会議、その他主要会議には常勤監査役が出席し、取締役の業務執行をチェックするとともに、重要な決議書類の閲覧、業務・財産の状況の調査等を通じて厳正な監査を行っています。また、常勤監査役は、その職務遂行上収集した情報を他の監査役と共有するとともに、監査役は必要に応

じて社外取締役と情報交換、意見交換ができるようになっています。

- ・内部監査については監査室が業務ラインから独立した立場で業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価し、その結果について経営者および監査役等に報告するとともに、被監査部署に対しては、課題解決のための助言・指導・是正勧告を行っています。また、監査室は、必要に応じその都度、監査役および会計監査人と情報交換、意見交換を行っています。
- ・会計監査人には、監査法人日本橋事務所を選任し、監査を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書のⅠの1「基本的な考え方」の(2)に記載しておりますので、ご参照ください。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の 早期発送	株主総会の3週間前(法定の1週間前)に発送しています。
その他	株主総会招集通知を発送日の1週間前より、当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR資料をホームページ掲載	IRに関するURL: https://www.nichireki.co.jp/investors/ IRサイトでは、決算短信等の適時開示情報、有価証券報告書、株主通信等に加え、招集通知、決議通知、議決権行使結果等の株主総会関係書類を掲載しています。
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「道」創りになくてはならない企業グループとして、地球環境の保全と地域生活環境の向上に努め、持続可能な社会の実現に貢献することを環境方針としています。また、重点施策の一つに「顧客の拡大」を掲げて、質と精度の高い課題解決方法を提案し、お客様の要望に応じていくことにしています。 こうした方針のもと、社会的要請の強い環境負荷低減や環境型社会への対応を目指して、長寿命舗装、常温舗装、リサイクル舗装等の材料・工法開発および拡販等に取り組んでいます。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項(内部統制システムの基本方針)は、次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程その他の社内規程に従い、適切に保存および管理を行うものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険については、グループ経営管理として、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、当社の担当責任部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、グループ全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の経営目標および予算配分等を定め、グループの協力体制の推進および業務の効率的な遂行管理を行うものとする。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、適時的確に行われることとする。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、当社グループのコンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス部を設置するとともに、社内規程およびコンプライアンス・マニュアルを作成して、グループ全社にコンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、相談・通報窓口として当社グループのネットワークに「ホットライン」を開設して、当社グループの社員から直接、コンプライアンスに係る報告・相談や意見・提案を受付けることとする。

取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

監査役は、当社グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

内部監査については、監査室を設置し、当社グループについて、業務の有効性と効率性、財務報告の

信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査室は、必要に応じ、監査役および会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。

経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社全てに共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ運営体制を整備するとともに、グループ会社においては、当社グループとして統一化された社内諸規程を定めるものとする。

グループ会社は、業務執行に係る重要事項について当社に協議、報告等を行うものとする。当社は、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。

当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、もしくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査室または法務・コンプライアンス部に報告するものとする。監査室または法務・コンプライアンス部は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また監査役の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から指示を受けた業務については、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人の人事等については、事前に監査役と協議するものとする。

7. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができるとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができることとする。取締役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。

当社グループの取締役および使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底す

る。

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備および運用を行っていくものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

1. 情報の保存および管理体制

取締役会議事録や経営戦略会議議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存および管理を適切に行っております。

2. リスク管理体制

財務、法務、災害等のリスクマネジメント状況については、関連規程に基づき社長および取締役会への報告を行っております。

3. 効率的な職務執行体制

当期は取締役会を15回、経営戦略会議を21回開催し、重要事項について審議・決定したほか、各部門を担当する取締役等から業務執行について報告を受けております。

4. コンプライアンス体制

コンプライアンス・マニュアルの整備・充実を図り、それをを用いたコンプライアンス研修を当社およびグループ会社の社員に対し実施しています。また、研修プログラムも適宜見直しを行うなど、内部統制の観点からコンプライアンス・ルールの周知徹底に取り組んでいます。

5. グループ管理体制

グループ経営管理規程に基づき、グループ会社に対し監査、経営指導を行っております。重要事項についてはグループ会社から報告を受け、または協議により事前承認を行っております。

6. 監査役監査体制

監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けるほか、適宜、会計監査人および内部監査部門である監査室から監査状況を聴取しています。

社外監査役を含め、監査役は、全ての取締役会に出席し、経営会議にも出席しています。また、常勤監査役は全ての経営戦略会議に出席しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

2. 整備状況

反社会的勢力対策規程を制定し組織の責任者を定めるとともに、具体的な対応方法等について周知徹底を図り、適切に対処できる体制を整えています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

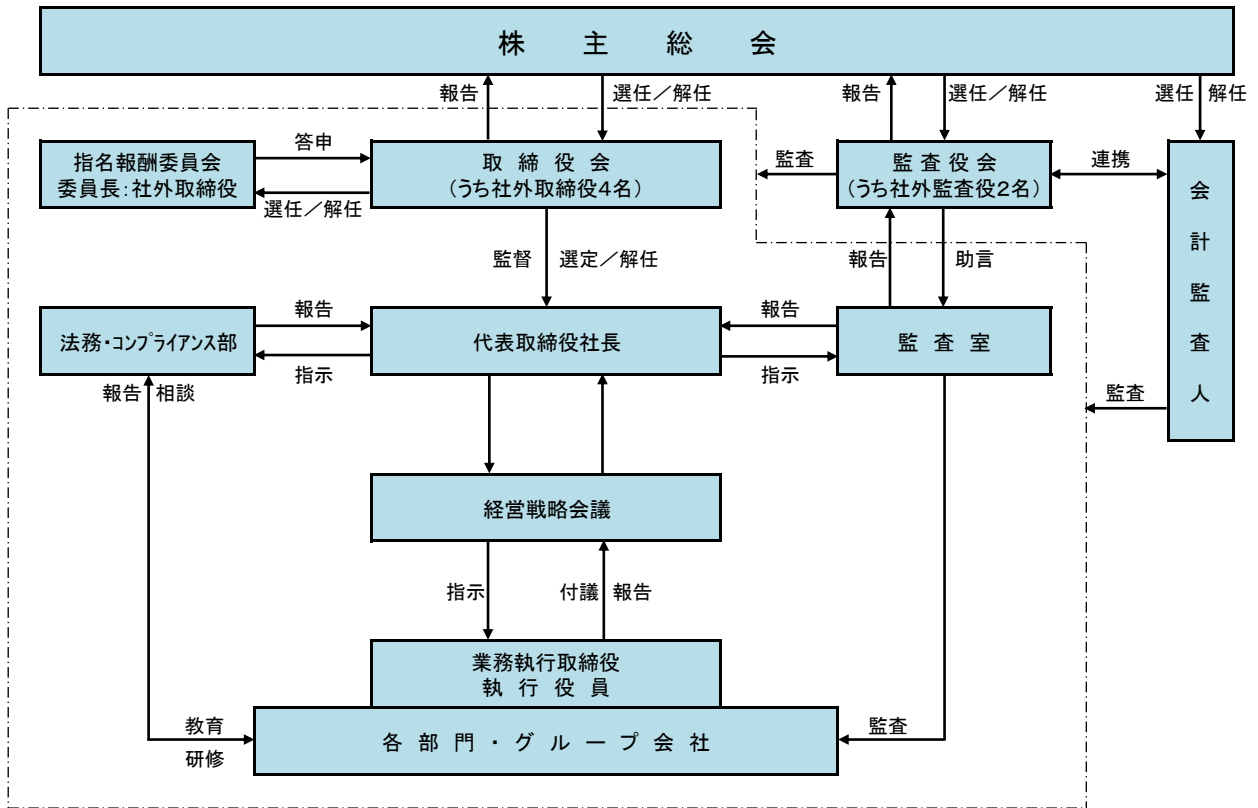
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

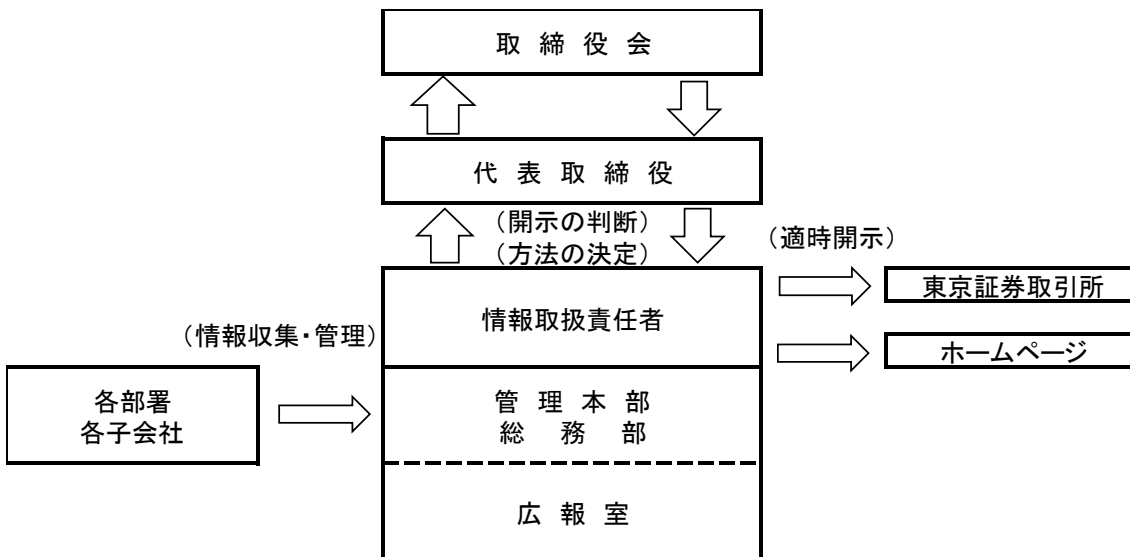
I. 適時開示に関する基本方針

適時開示については、東京証券取引所の適時開示規制、社内規程等に基づき、迅速性、正確性、公平性を考慮し、社内体制の充実に努めることとする。

II. 適時開示に関する社内体制対応状況

重要な会社情報は、子会社に係る情報を含めて決定事実、発生事実および決算情報のいずれの場合も管理本部総務部長のところに集約され、情報取扱責任者の下で一元管理する体制をとっております。情報取扱責任者は、適時開示情報に該当するか否かの判断および開示方法について、関連部署と協議し、適時開示情報に該当すると判断した場合は、取締役会または代表取締役の承認を得て、適切に開示を行っております。

なお、公表した情報は、すべて当社ホームページにも掲載致します。



以上